2　転嫁円滑化対策調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織令第十六条に掲げる事務を処理する。 （下請取引検査官）	（下請取引検査官）
第二条の四　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十八人以内を置く。	**第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十五人以内を置く。
2　［略］ （審査専門官）	2　［同上］ （審査専門官）
第二条の六　事務総局審査局に審査専門官三百一人以内を置く。	**第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十一人以内を置く。
［2～4　略］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）	［2～4　同上］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官）
第四条の二　［略］	**第四条の二**　［同上］
2　前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。	2　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内を置く。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。